

ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン 一水和物による健康障害を防止するための指針



この指針は、労働安全衛生法 第 28 条第 3 項の規定に基づき公表されたもので、ヒドラジン類*の製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき措置について定められています。

【暴露低減のための措置】

当該事業場におけるヒドラジン類等の製造量、取扱量、作業頻度、作業時間、作業態様等を考慮し、必要に応じて作業環境管理及び作業管理に係る措置を講ずること。

例:使用条件等の変更、作業工程の改善、暴露されない作業位置・姿勢・方法の選択、
保護具の使用、設備・装置等の操作、調製及び点検

【作業環境測定】

屋内作業場について空气中ヒドラジン類濃度を 6 ヶ月以内ごとに 1 回測定し、結果及びその評価の記録を 30 年間保存するよう努める。また、その結果に基づき、作業環境改善のための措置を講ずること。

【労働衛生教育】

ヒドラジン類の性状・有害性、健康障害、その予防方法及び応急措置、関係法令などについての教育を 4.5 時間以上実施する。

【労働者の把握】

ヒドラジン類等を製造、取扱う業務に常時従事する労働者について 1 ヶ月を超えない期間ごとに、次の事項を記録する。

- ・労働者の氏名
- ・業務概要及び従事期間
- ・汚染事態が生じた場合は、その概要及び応急措置の概要

尚、これらの記録は当該記録を実施した日から 30 年間保存する。

【危険有害性等の表示】

ヒドラジン類について、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を実施する。また、容器・包装等にラベルを付す。

*ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン一水和物、ヒドラジン類を含有するもの(ヒドラジン類の含有量が重量の 1%以下のものを除く)

資料 2006 年 3 月 31 日付 安全衛生情報センターHP

環境調査箇所 坂田旭子